

# 下請法クイズ



「下請法」って名前しか聞いたことないけど、どんな法律なのかな？難しそうだなあ・・・。

そんな人のためにクイズを作ったよ！  
下請法クイズは、ステップ1（下請法の適用範囲）、ステップ2（親事業者の義務）、ステップ3（親事業者の禁止事項）があるから、チャレンジしてみてね♪



【ステップ1】次の取引のうち、下請法の適用があるものには○を、そうでないものには×を付けてください。

- 1：A社（資本金1200万円）は、自社が製造販売する精密機器に使用する特殊な部品の製造をB社（資本金1000万円）に委託した。
- 2：C社（資本金2億円）は、他社から請け負った建設工事のうち、一部の建設工事をD社（資本金1000万円）に委託した。
- 3：E社（資本金3000万円）は、他社から請け負ったパンフレットのデザインを個人事業者Fに委託した。
- 4：G社（資本金2億円）は、自社が製造販売する製品の保管をH社（資本金1000万円）に委託した。

【ステップ2】次の親事業者の行為のうち、下請法に照らして問題とならない行為には○を、そうでないものには×を付けてください。

- 1：下請代金の支払方法及び支払期日については、基本契約書において取り決めているので、発注書面には支払方法及び支払期日に関して何ら記載していない。
- 2：下請業者に承諾を得た上で、発注書面の交付に代えて、自社が指定したウェブのホームページから発注書面をダウンロードしてもらっている。
- 3：下請取引に関する書類については、2年間保存しているが、一部の下請業者との下請取引に関する書類については、倉庫業者に保管を委託している。

【ステップ3】次の親事業者の行為のうち、下請法に照らして問題とならない行為には○を、そうでないものには×を付けてください。

- 1：自社内での事務処理が遅れたため、下請業者から承諾を得た上で、下請業者との間で定めた支払期日を過ぎた後に下請代金を支払った。
- 2：下請代金を銀行振込の方法で支払っているところ、下請業者と口頭で合意した上で振込手数料を下請業者の負担とした。
- 3：下請業者に製造委託した製品について、受領時に受入検査はしていなかったが、受領した3か月後に下請業者の責任による瑕疵が見つかったため、返品した。
- 4：下請業者にPB（プライベートブランド）商品の製造を委託し、また、PB商品の製造に必要な原材料を有償で支給しているところ、PB商品の下請代金の支払時に、このPB商品の原材料の代金を相殺した。

## <回答と解説>

【ステップ1】の回答：1→○，2→×，3→○，4→×

下請法は、適用の対象となる下請取引の範囲を「取引の内容（製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託）」と「取引当事者の資本金の区分」の両面から定めており、この2つの条件を満たすと下請法が適用されます。

- 1：「○」 物品の販売を業としている事業者が、他の事業者に物品の規格・品質・性能・形状・デザイン・ブランドなどを指定して製造を委託することは「製造委託」に当たります。「製造委託」では、委託先の資本金が1000万円以下の場合、委託元の資本金が1000万円を超えていれば、下請法の適用対象となります。
- 2：「×」 建設工事の請負契約については、下請法の適用対象となりません。
- 3：「○」 情報成果物（プログラム、設計図等）の作成を業として請け負っている事業者が、他の事業者によるその作成を委託する場合には「情報成果物作成委託」として下請法の適用対象となります。プログラムの作成委託以外の「情報成果物作成委託」では、委託先の資本金が1000万円以下又は個人事業者の場合は、委託元の資本金が1000万円を超えていれば、下請法の適用対象となります。
- 4：「×」 役務の提供を業として行っている事業者が、その全部又は一部を他の事業者に委託することは「役務提供委託」に当たります。しかし、設問のように委託元が自ら利用する役務（自社が製造販売する製品の保管）の委託は、「役務提供委託」には該当せず、下請法の適用対象とはなりません。

【ステップ2】の回答：1→×，2→○，3→○

- 1：「×」 発注書面に記載する必要記載事項のうち、支払方法等のように個々の発注により内容が変わることがない事項については、契約書や覚書など、発注書面とは別の書面により通知することが認められています。ただし、この場合、発注書面に「支払方法等については現行の〇〇による」などの記載を行う必要がありますので、設問の場合は、「支払方法等については現行の基本契約書記載のとおり」などの記載をする必要があります。
- 2：「○」 下請事業者の承諾を得れば、発注書面の交付に代えてウェブのホームページを閲覧させる方法は認められます。ただし、この場合、ホームページにダウンロード機能を持たせるなどして下請事業者がファイルに記録できるようにしておく必要があります。
- 3：「○」 親事業者は、下請取引の内容等について記載した書類を作成し、2年間保存する義務があります（下請法第5条）。なお、これらの書類は、倉庫業者に保管を委託したり、保存場所や保存するファイル等を1つにまとめておかないでも、下請法第5条の規定に違反するものではありません。

【ステップ3】の回答：1→×，2→×，3→×，4→○

- 1：「×」 親事業者は、下請事業者との合意の有無に関係なく、物品等を受領後60日以内に定めた支払期日までに下請代金を支払う必要があります。設問のように、自社の事務処理遅れを理由に、定めた支払期日までに下請代金を支払わないことは、下請事業者から承諾を得ていても「下請代金の支払遅延の禁止」（下請法第4条第1項第2号）の規定に違反します。
- 2：「×」 下請法では、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の振込手数料について、発注前に、当該手数料は下請事業者が負担する旨を「書面」で合意している場合には、親事業者が負担した実費の範囲内で当該手数料の負担を下請事業者に求めることは、「下請代金の減額の禁止」（下請法第4条第1項第3号）の規定に違反しません。
- 3：「×」 下請法では、不良品など、下請事業者の責任による瑕疵を理由とした、受領後から6か月以内の返品であったとしても、受入検査を行っていない場合の返品は、「返品の禁止」（下請法第4条第1項第4号）の規定に違反します。
- 4：「○」 親事業者が、下請事業者の給付に必要な原材料等を有償で支給している場合に、下請事業者に責任がないのに、この原材料等を用いる給付に対する下請代金の支払期日より早い時期に、当該原材料等の対価を下請事業者を支払わせたり、下請代金の額から控除することにより、下請事業者の利益を不当に害することは、「有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止」（下請法第4条第2項第1号）の規定に違反します。



公正取引委員会では、下請法に関するパンフレットやテキストの作成や講習会の開催もしています。また、下請法に関する相談も受け付けていますので、いつでも下記の連絡先までお問い合わせください。



公正取引委員会事務総局中部事務所 下請課  
電話 052-961-9424 (直通) FAX 052-971-5003  
ホームページ <http://www.jftc.go.jp>